

山梨県情報公開条例施行規則新旧対照表

| 新   | 旧  |
|---|--|
| <p>開示請求書)</p> <p>第五条 開示請求書には、開示請求に係る行政文書について次に掲げる事項を記載することができる。</p> <p>一 略</p> <p>二 事務所における開示 次号に規定する方法並びに<u>第十二条第二項第三号及び第三項第五号</u> に掲げる方法以外の方法による行政文書の開示をいう。以下この号、次条第一項第三号及び第二項第一号並びに第十三条第一項第三号において同じ。) の実施を求める場合にあつては、当該事務所における開示の実施を希望する日</p> <p>三 略</p> <p>2・3 略</p> <p>開示の実施に係る開示請求者に対する通知)</p> <p>第六条 条例第十二条第一項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>一 四 略</p> <p>五 <u>第十一条第二項第三号又は第三項第五号</u></p> | <p>開示請求書)</p> <p>第五条 開示請求書には、開示請求に係る行政文書について次に掲げる事項を記載することができる。</p> <p>一 略</p> <p>二 事務所における開示 次号に規定する方法並びに<u>第十二条第二項第一号ハ及び第三項第三号ホ</u>に掲げる方法以外の方法による行政文書の開示をいう。以下この号、次条第一項第三号及び第二項第一号並びに第十三条第一項第三号において同じ。) の実施を求める場合にあつては、当該事務所における開示の実施を希望する日</p> <p>三 略</p> <p>2・3 略</p> <p>開示の実施に係る開示請求者に対する通知)</p> <p>第六条 条例第十二条第一項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>一 四 略</p> <p>五 <u>第十一条第二項第一号 同号ハに係る部分に限る。) 又</u></p> |

に定める方法による行政文書の開示を実施する場合における準備に要する日数その他当該開示の実施に必要な事項

## 2) 4 略

行政文書の開示の実施の方法)

第十一条 次の各号に掲げる文書又は図画の閲覧の方法は、それぞれ当該各号に定めるものを閲覧することとする。

一 文書又は図画 次号から第四号までのいずれかに該当するものを除く。) 当該文書又は図画 条例第十七条第一項ただし書の規定が適用される場合にあつては、次項第一号イに規定するもの)

## 二 略

三 写真フィルム 当該写真フィルムを印画紙 縦八十九ミリメートル、横百二十七ミリメートルのもの又は縦二百三ミリメートル、横二百五十四ミリメートルのものに限る。以下同じ。) に印画したもの

## 四 スライド

当該スライドを専用機器により映写したもの

2) 文書又は図画の条例第十七条第一項 第三号にあつては、同

は第三項第三号 同号ホに係る部分に限る。) に定める方法による行政文書の開示を実施する場合における準備に要する日数その他当該開示の実施に必要な事項

## 2) 4 略

行政文書の開示の実施の方法)

第十一条 次の各号に掲げる文書又は図画の閲覧の方法は、それぞれ当該各号に定めるものを閲覧することとする。

一 文書又は図画 次号から第四号まで又は第四項に該当するものを除く。) 当該文書又は図画 条例第十七条第一項ただし書の規定が適用される場合にあつては、次項第一号イに規定するもの)

## 二 略

三 写真フィルム 当該写真フィルムを印画紙 縦八十九ミリメートル、横百二十七ミリメートルのもの又は縦二百三ミリメートル、横二百五十四ミリメートルのものに限る。以下同じ。) に印画したもの

## 四 スライド

第五項に規定する場合におけるものを除く。次項第四号において同じ。) 当該スライドを専用機器により映写したもの

2) 次の各号に掲げる文書又は図画の条例第十七条第一項 第

項及び情報通信技術利用条例第四条第一項)の規定による開示の実施の方法は、次に掲げる方法 第二号及び第三号に掲げる方法にあつては当該文書又は図画の保存に支障を生ずるおそれがなく、かつ、実施機関がその保有する処理装置及びプログラム 電子計算機に対する指令であつて、一の結果を得ることができるよう組み合わされたものをいう。次項において同じ。)により当該文書又は図画の開示を実施することができる場合に限り、第三号に掲げる方法にあつては情報通信技術利用条例第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して開示請求があつた場合 次項において 電子開示請求の場合」という。)に限る。)とする。

一 当該文書又は図画を用紙その他これに類するものに複写し、印刷し、又は印画したものの交付

二 当該文書又は図画をスキャナにより読み取つてきた電磁的記録を光ディスク 日本産業規格X〇六〇六及びX六二八一又はX六二四二に適合する直径百二十ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。次項第四号において同じ。)その他の電磁的記録媒体 電磁的記録に係る記録媒体をいう。次項第四号において同じ。)に複写したものの交付

三 当該文書又は図画の開示の実施を情報通信技術利用条例第

一号八にあつては、同項及び情報通信技術利用条例第四条第一項)の規定による開示の実施の方法は、それぞれ当該各号に定める方法とする。

一 文書又は図画 次号から第四号まで又は第四項に該当するものを除く。) 次に掲げる方法 五及び六に掲げる方法にあつては当該文書又は図画の保存に支障を生ずるおそれがなく、かつ、実施機関がその保有する処理装置及びプログラム 電子計算機に対する指令であつて、一の結果を得ることができるよう組み合わされたものをいう。以下同じ。)により当該文書又は図画の開示を実施することができる場合に限り、八に掲げる方法にあつては情報通信技術利用条例第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して開示請求があつた場合 以下 電子開示請求の場合」という。)に限る。)

イ 当該文書又は図画を複写機によりA三判以下の大きさの用紙に複写したものの交付。ただし、これにより難しい場合にあつては、当該文書若しくは図画を複写機により日本産業規格A列〇番 以下「A〇判」という。)、日本産業規格A列一番 以下「A一判」という。)若しくは日本産業規格A列二番 以下「A二判」という。)の用紙に複写したもの 用紙にカラーで複写したものを除

四 条 第 一 項 の 規 定 に よ り 同 項 に 規 定 す る 電 子 情 報 処 理 組 織 を  
使 用 し て 行 う 方 法

く。) の 交 付 又 は 当 該 文 書 若 し く は 図 画 を 撮 影 し た 写 真  
フ ィ ル ム を 印 画 紙 に 印 画 し た も の の 交 付

ロ 当 該 文 書 又 は 図 画 を ス キ ヤ ナ に よ り 読 み 取 っ て で き た  
電 磁 的 記 録 を フ レ キ シ ブ ル デ ィ ス ク カ ー ト リ ッ ジ ( 日 本  
産 業 規 格 X 六 二 二 三 に 適 合 す る 幅 九 十 ミ リ メ ー ト ル の も  
の に 限 る 。 以 下 同 じ 。 ) 、 光 デ ィ ス ク ( 日 本 産 業 規 格 又  
〇 六 〇 六 及 び X 六 二 八 一 に 適 合 す る 直 径 百 二 十 ミ リ メ ー  
ト ル の 光 デ ィ ス ク の 再 生 装 置 で 再 生 す る こ と が 可 能 な も  
の に 限 る 。 以 下 同 じ 。 ) 、 光 デ ィ ス ク カ ー ト リ ッ ジ ( 日  
本 産 業 規 格 X 六 二 七 五 に 適 合 す る 記 憶 容 量 二 百 三 十 メ ガ  
バ イ ト の も の 又 は 日 本 産 業 規 格 X 六 二 七 七 に 適 合 す る 記  
憶 容 量 六 百 四 十 メ ガ バ イ ト の も の に 限 る 。 以 下 同 じ 。 )  
又 は こ れ ら 以 外 の 電 磁 的 記 録 媒 体 ( 電 磁 的 記 録 に 係 る 記  
録 媒 体 を いう 。 以 下 同 じ 。 ) に 複 写 し た も の の 交 付

ハ 当 該 文 書 又 は 図 画 の 開 示 の 実 施 を 情 報 通 信 技 術 利 用 条  
例 第 四 条 第 一 項 の 規 定 に よ り 同 項 に 規 定 す る 電 子 情 報 処  
理 組 織 を 使 用 し て 行 う 方 法

ニ マイ ク ロ フ ィ ル ム 当 該 マ イ ク ロ フ ィ ル ム を A 三 判 以 下  
の 大 き さ の 用 紙 に 印 刷 し た も の の 交 付

三 写 真 フ ィ ル ム 当 該 写 真 フ ィ ル ム を 印 画 紙 に 印 画 し た も  
の の 交 付

3 電磁的記録についての条例第十七条第一項の規則で定める方法は、次に掲げる方法であつて、実施機関がその保有する処理装置及びプログラムにより行うことができるもの（第五号に掲げる方法にあつては、電子開示請求の場合に限る。）とする。

一 当該電磁的記録を用紙に出力したものの閲覧

二 当該電磁的記録を専用機器により再生したものの閲覧、視聴又は聴取

三 当該電磁的記録を用紙に出力したものの交付

四 当該電磁的記録を光ディスクその他の電磁的記録媒体に複製したものの交付

五 当該電磁的記録を電子情報処理組織（実施機関の使用に係る電子計算機）<sup>ハ</sup>出力装置を含む。以下この号において同じ。）と開示を受ける者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用して開示を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに複製させる方法

四 スライド 当該スライドを印画紙に印画したものの交付

3 次の各号に掲げる電磁的記録についての条例第十七条第一項の規則で定める方法は、それぞれ当該各号に定める方法とする。

一 録音テープ 第五項に規定する場合におけるものを除く。以下この号において同じ。）又は録音ディスク 次に掲げる方法

イ 当該録音テープ又は録音ディスクを専用機器により再生したものの聴取

ロ 当該録音テープ又は録音ディスクを録音カセットテープ（日本産業規格C五五六八に適合する記録時間百二十分のものに限る。別表第一の五の項において同じ。）に複製したものの交付

二 ビデオテープ又はビデオディスク 次に掲げる方法

イ 当該ビデオテープ又はビデオディスクを専用機器により再生したものの視聴

ロ 当該ビデオテープ又はビデオディスクをビデオカセットテープ（日本産業規格C五五八一に適合する記録時間百二十分のものに限る。以下同じ。）に複製したものの交付

三 電磁的記録 前二号、次号又は次項に該当するものを除

く。) 次に掲げる方法であつて、実施機関がその保有する処理装置及びプログラムにより行うことができるもの  
亦に掲げる方法にあつては、電子開示請求の場合に限る。) )

イ 当該電磁的記録を A三判以下の大きさの用紙に出力したものの閲覧

ロ 当該電磁的記録を専用機器 開示を受ける者の閲覧又は視聴の用に供するために備え付けられているものに限る。) により再生したものの閲覧又は視聴

ハ 当該電磁的記録を A三判以下の大きさの用紙に出力したものの交付

ニ 当該電磁的記録をフレキシブルディスクカートリッジ、光ディスク、光ディスクカートリッジ又はこれら以外の電磁的記録媒体に複製したものの交付

ホ 当該電磁的記録を電子情報処理組織 実施機関の使用に係る電子計算機 出力装置を含む。以下この号において同じ。) と開示を受ける者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。) を使用して開示を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに複製させる方法

四 電磁的記録 前号ニに掲げる方法による開示の実施をす



別表第一 第十五条関係)

| 行政文書の種別  | 開示の実施の方法   | 開示実施費用の額                                    |
|----------|--|---|
| 一 文書又は図画 | イ 用紙に複写したものの交付   | A三判以下の大きさの用紙一枚につき十円<br>カラーで複写したものについては、四十円) |
|          | ロ スキャナにより読み取ってできた電磁的記録を光ディスク(日本産業規格X〇六〇六及びX六二八一に適合する直径百二十ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。) | 一枚につき七十円                                    |

別表第一 第十五条関係)

| 行政文書の種別                                  | 開示の実施の方法                   | 開示実施費用の額   |
|--|----------------------------|--|
| 一 文書又は図画<br>(一の項から四の項まで又は八の項に該当するものを除く。) | イ 複写機により用紙に複写したものの交付       | 用紙一枚につき十円<br>A二判の大きさのものについては三十円、A一判の大きさのものについては百十円、A〇判の大きさのものについては百二十円、カラーで複写したものについては四十円) |
|  | ロ 撮影した写真フィルムを印画紙に印画したものの交付 | 一枚につき四十円 (縦二百三ミリメートル、横二百五十四ミリメートルのものについては、五百二十円) に十二枚までごとに六百八十円を加えた額                       |

|         |   |                  |
|---------|---|------------------|
| 二 電磁的記録 | イ 用紙に出力し  | A三判以下の大きさ        |
|         | ニ イからハまでに掲げるもの以外のものの交付  | 当該交付に要する費用に相当する額 |
|         | ハ スキヤナにより読み取ってできた電磁的記録を光ディスク（日本産業規格X六二四二に適合する直径百二十ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。）に複写したものの交付 | 一枚につき百十円         |

|   |   |   |
|---|---|---|
| 付 | ハ スキヤナにより読み取ってできた電磁的記録をフレキシブルディスクカートリッジに複写したものの交付 | 一枚につき七十円  |
|   | ニ スキヤナにより読み取ってできた電磁的記録を光ディスクに複写したものの交付            | 一枚につき百二十円   |
|   | ホ スキヤナにより読み取ってできた電磁的記録を光ディスクカートリッジに複写したものの交付      | 一枚につき、二百三十メガバイトのものについては三百四十円、六百四十メガバイトのものについては五百三十円 |

|  |   |  |   |
|--|---|--|---|
|  | <p>たものの交付</p> <p>の用紙一枚につき十<br/>円 カラーで出力し<br/>たものについては、<br/>四十円)</p>   |  |   |
| <p>ロ 光ディスク (日本産業規格 X<br/>〇六〇六及び X<br/>六二八一に適合<br/>する直径百二十<br/>ミリメートルの<br/>光ディスクの再<br/>生装置で再生す<br/>ることが可能な<br/>ものに限る。)</p> <p>に複写したもの<br/>の交付</p> | 一枚につき七十円  |  |   |
| <p>ハ 光ディスク (日本産業規格 X<br/>六二四二に適合<br/>する直径百二十</p>   | 一枚につき百十円  |  |   |
|  | <p>ベ スキヤナによ<br/>り読み取ってで<br/>きた電磁的記録<br/>をフレキシブル<br/>ディスクカート<br/>リッジ、光ディ<br/>スク及び光ディ<br/>スクカートリッ<br/>ジ以外の電磁的<br/>記録媒体に複写<br/>したものの交付</p> |  | 実施機関において複<br>写用の電磁的記録媒<br>体を購入するのに要<br>した費用の額 |
| <p>ニ マイクロフイ<br/>ルム</p>   | 用紙に印刷したも<br>のの交付  | 用紙一枚につき十円  |   |
| <p>三 写真フィルム</p>  | 印画紙に印画した<br>ものの交付   | 一枚につき四十円 (縦二百三ミリメー<br>トル、横二百五十四ミ<br>リメートルのものに<br>ついては、五百二十<br>円) |   |
| <p>四 スライド カ</p>  | 印画紙に印画した  | 一枚につき百三十円  |   |

|  |   |                      |
|--|---|----------------------|
|  | ミリメートルの<br>光ディスクの再<br>生装置で再生す<br>ることが可能な<br>ものに限る。) )<br>に複写したもの<br>の交付 |                      |
|  | ニイからへまで<br>に掲げるもの以<br>外のものの交付   | 当該交付に要する費<br>用に相当する額 |

備考 一の項イ又は二の項イの場合において、両面印刷の用紙を用いるときは、片面を一枚として額を算定し、A三判を超える大きさのものについては、A三判による用紙を用いた場合の枚数に換算して算定する。

|   |  |  |
|---|--|--|
| の項に該当す<br>るものを除く<br>。) )                              | ものの交付  | 縦二百三ミリメー<br>トル、横二百五十四<br>ミリメートルのもの<br>については、千五百<br>二十円) )  |
| 五 録音テープ ( )<br>九の項に該当す<br>るものを除く。<br>) ) 又は録音ディ<br>スク | 録音カセットテー<br>プに複写したもの<br>の交付                              | 一卷につき百七十円  |
| 六 ビデオテープ<br>又はビデオディ<br>スク                             | ビデオカセットテ<br>ープに複写したも<br>のの交付                             | 一卷につき三百五十<br>円   |
| 七 電磁的記録 ( )<br>五の項、六の項<br>又は八の項に該<br>当するものを除<br>く。) ) | イ 用紙に出力し<br>たものの交付<br><br>ロ フレキシブル<br>ディスクカート<br>リッジに複写し | 用紙一枚につき十円<br>カラーで出力した<br>ものについては四十<br>円) )<br><br>一枚につき七十円 |

|          |   |   |
|----------|---|---|
|          | たものの交付  |   |
|          | ハ 光ディスクに<br>複写したものの<br>交付   | 一枚につき百二十円   |
|          | ニ 光ディスクカ<br>ートリッジ   | 一枚につき、二百三<br>十メガバイトのもの<br>については三百四十<br>円、六百四十メガバ<br>イトのものについて<br>は五百三十円 |
|          | ホ フレキシブル<br>ディスクカート<br>リッジ、光ディ<br>スク又は光ディ<br>スクカートリッ<br>ジ以外の電磁的<br>記録媒体に複写<br>したものの交付 | 実施機関において複<br>写用の電磁的記録媒<br>体を購入するのに要<br>した費用の額                           |
| ハ 映画フィルム | ビデオカセットテ<br>ープに複写したも  | 実施機関において複<br>写用の電磁的記録媒  |

|  |                             |  |
|--|-----------------------------|--|
| <p>九 スライド及び録音テープ 第十二条第五項に規定する場合におけるものに限る。)</p> | <p>ビデオカセットテープに複写したものの交付</p> | <p>実施機関において複写用の電磁的記録媒体を購入するのに要した費用の額及び複写するために委託をした場合の委託費の合計額</p> |
|  | <p>のの交付</p>                 | <p>体を購入するのに要した費用の額及び複写するために委託をした場合の委託費の合計額</p>                   |

備考 一の項イ、二の項又は七の項イの場合において、両面印刷の用紙を用いるときは、片面を一枚として額を算定する。

第6号様式（第8条関係）

第 年 月 号 日

殿

実施機関

印

開示決定等期間特例適用通知書

年 月 日付けで請求のあった行政文書の開示については、山梨県情報公開  
条例第14条の規定を適用することとしたので通知します。

|   |                      |
|---|----------------------|
| 行政文書の表示                                 |                      |
| 開示請求があった日<br>から30日以内<br>に開示決定等<br>をする部分 |                      |
| 山梨県情報公開条例<br>第14条を適用する<br>理由            |                      |
| 残りの行政文書につ<br>いて開示決定等をす<br>る期限           | 年 月 日                |
| 担当課等                                    | 電話番号 ( ) - 担当名<br>内線 |
| 備考                                      |                      |

第6号様式（第8条関係）

第 年 月 号 日

殿

実施機関

印

開示決定等期間特例適用通知書

年 月 日付けで請求のあった行政文書の開示については、山梨県情報公開  
条例第14条の規定を適用することとしたので通知します。

|   |                      |
|---|----------------------|
| 行政文書の表示                                     |                      |
| 開示請求があった日<br>から起算して30日<br>以内に開示決定等<br>をする部分 |                      |
| 山梨県情報公開条例<br>第14条を適用する<br>理由                |                      |
| 残りの行政文書につ<br>いて開示決定等をす<br>る期限               | 年 月 日                |
| 担当課等  | 電話番号 ( ) - 担当名<br>内線 |
| 備考  |                      |

